

○小城市集落支援員設置要綱

令和4年6月23日

告示第103号

(設置)

第1条 人口減少と高齢化等の進行が著しい本市において、地域等のコミュニティ機能の維持及び活性化を図るため、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付け総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）に基づき、地域等の自発的な取組を支援する小城市集落支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

(任命)

第2条 支援員は、公募を原則とし、地域等の実情に精通し、地域づくりへの熱意と識見を有する者を市長が任命する。

(身分)

第3条 支援員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(任命期間)

第4条 支援員の任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中で任命された者の任命期間は、任命した日の属する年度の末日までとする。

(勤務条件)

第5条 支援員の勤務時間は、1週間当たり29時間の範囲内において市長が別に定める。

(報酬等)

第6条 市長は、支援員に対し、予算の範囲内で報酬を支給する。
2 その他の手当及び旅費の支給については、小城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小城市条例第31号）の規定によるものとする。

(支援員の業務)

第7条 支援員の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域等の巡回及び点検による現状把握と課題分析に関すること。
- (2) 地域等のあり方についての話し合いの促進に関すること。
- (3) 実情に応じた地域等の維持・活性化に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(遵守事項)

第8条 支援員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務活動地域における住民その他の関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。

(身分証明書)

第9条 支援員は、業務に従事するときは、身分証明書(別記様式)を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(活動報告)

第10条 支援員は、活動内容を記録し、定期的に市長へ報告しなければならない。

(庶務)

第11条 支援員に関する庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第9条関係）

（表）

(市章)	身 分 証 明 書
(写 真)	氏 名
	生年月日 年 月 日
	上記の者は、小城市集落支援員設置要綱第1条に規定する小城市集落支援員であることを証明する。
	（有効期限： 年 月 日）
	年 月 日発行
	小城市長 印

（裏）

注 意 事 項
1 この証明書は、常に携帯すること。
2 この証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
3 この証明書を紛失したときは、直ちに届け出ること。
4 この証明書は、退任したときに必ず返還すること。
5 この証明書の記載事項に異動があったときは、直ちに届け出ること。
担当課 小城市 課
住 所 小城市三日月町長神田2312-2 伍
※この証明書を拾得された方は、上記までご連絡願います。

備考 縦55ミリメートル横86ミリメートル